

## 胃がん・大腸がん集団検診

次の通り胃がん・大腸がん集団検診を実施します。胃がん集団検診は胃がんリスク(ABC)検診および胃がん(内視鏡)施設検診、大腸がん集団検診は大腸がん施設検診と重複受診できません。

**日時** 6月16日(金)・27日(火)、7月6日(木)・21日(金)、8月16日(水)・31日(木)

**受付** 9:10~9:30、9:40~10:00、10:10~10:30、10:40~11:00

※6月27日(火)、7月6日(木)のみ▼男性=9:10~9:25▼女性=10:10~10:25、大腸がん検診のみ受診する方は男女問わず9:30~9:45、9:50~10:05、10:30~10:45、10:50~11:00。

**場所** 市民健康センター

**検査内容** ▼胃がん=問診、胃部X線間接撮影▼大腸がん=便潜血反応検査

**対象** 4月1日時点で40歳以上の方

**受診料** ▼胃がん=1,000円▼大腸がん=500円(検診会場で支払い)

**申込** 5月30日(火)~6月6日(火)に電話、ファクスまたは直接担当へ(定員になり次第締め切り)※ファクスでの申し込みは、予約の確定が翌日以降になります。希望の日時で予約できなかった場合のみご連絡します。

**担当** 健康医療課 ☎046(252)7995 (FAX)046(255)3550

## 胃がんリスク(ABC)検診、胃がん(内視鏡)・大腸がん施設検診

### 令和5年6月1日より、胃がん(内視鏡)検診を導入

次の方を対象に指定医療機関で胃がんリスク(ABC)検診、胃がん(内視鏡)・大腸がん施設検診を実施します。胃がんリスク(ABC)検診および胃がん(内視鏡)施設検診は胃がん集団検診、大腸がん施設検診は大腸がん集団検診との重複受診はできません。詳しくは5月中に対象者へ送付する「施設検診・集団検診の受診確認票」をご覧ください。受診の際は、「施設検診・集団検診の受診確認票」、受診料を指定医療機関へ持参してください。

**対象** 4月1日時点で▼大腸がん施設検診=40歳以上の方▼胃がんリスク(ABC)検診=40~70歳で、過去に受診歴のない方▼胃がん(内視鏡)施設検診=50歳以上偶数年齢で、今年度胃がん集団検診および胃がんリスク検診を受診していない方

※対象年齢に該当しても受診できない場合があります。

**受診料** ▼大腸がん施設検診=700円▼胃がんリスク検診(ABC)=2,000円▼胃がん(内視鏡)施設検診=4,500円(市健康診査と同時受診の場合は3,500円)

**申込** 電話などで直接指定医療機関へ

**担当** 健康医療課 ☎046(252)7995 (FAX)046(255)3550

## 各種検診・健診の自己負担金免除制度

座間市各種検診・健診自己負担金免除対象者は、市から発行される、「座間市各種検診・健診自己負担金決定通知書」(以下「通知書」)を医療機関へ持参することで、自己負担金が免除されます(通知書は通年利用可能)。

### 今年度からの変更点

- 自己負担金の免除を希望する方は、担当課への事前申請が必要です。
- ご自身の市・県民税の課税状況は、電話ではお答えできません。
- 検診当日、通知書の持参が必要です。
- 受診時に医療機関受付にて許可番号(英数字約20桁)が記載されている通知書を提示することで自己負担金が免除となります。

※通知書の提示がない場合、自己負担金が発生します。また、受診後の申請および自己負担金の払い戻し制度はありません。

**対象** 市民税非課税世帯に属する受診希望者

※後期高齢者医療制度加入の方は受診料が免除のため、申請不要です。医療機関へ被保険者証を提示してください。

**対象検診** 各種がん検診(胃がん・胃がんリスク・大腸がん・肺がん・前立腺がん・子宮がん・乳がん)、肝炎ウイルス検診、成人歯科健診

**申請方法** 検診受診日の1カ月前までに①市LINE公式アカウントから電子申請②市役所2階健康医療課で配布する座間市各種検診自己負担金免除申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入し、〒252-8566座間市役所健康医療課宛てに郵送(必着)、電話または直接担当へ



市LINE  
公式アカウント  
申請フォーム

※令和5年1月2日以降に座間市に転入された対象者は、前住所地で取得した世帯全員分の非課税証明書を申請時に持参してください。

**決定通知** 申請受領から①約1週間後、市LINE公式アカウントで通知②約3週間後、郵送にて通知

※窓口が大変混雑します。LINEでの申請をご検討ください。

**担当** 健康医療課 ☎046(252)7995 (FAX)046(255)3550

座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号(郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます)

●開庁時間 月曜~金曜日(祝・休日と年末年始を除く)8:30~17:15(第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施)

## お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

## 国民健康保険税の軽減対象拡大・納税通知書の様式変更

地方税法施行令の一部改正に伴い、令和5年度国民健康保険税が変更になります。令和5年度以前の保険税には適用されません。令和5年度国民健康保険税納税通知書は6月中旬に送付します。

### 均等・平等割額の軽減対象拡大

世帯主とその世帯に属する被保険者の所得金額の合計に応じて均等・平等割額が軽減となりますが、2割・5割軽減の条件を変更し、対象世帯を拡大します。

	変更前	変更後
7割軽減	【43万円+(給与所得者等の人数-1)×10万円】以下	(変更なし)
5割軽減	【43万円+28万5千円×被保険者数+(給与所得者等の人数-1)×10万円】以下	【43万円+29万円×被保険者数+(給与所得者等の人数-1)×10万円】以下
2割軽減	【43万円+52万円×被保険者数+(給与所得者等の人数-1)×10万円】以下	【43万円+53万5千円×被保険者数+(給与所得者等の人数-1)×10万円】以下

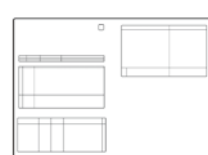
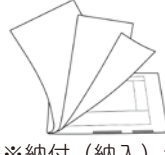
### 課税限度額の引き上げ

国民健康保険税の限度額が引き上げられるため、同額が限度額で課税される方の税額が変更になります。改定内容は次の通りです。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分
課税限度額	65万円 <b>65万円(変更なし)</b>	20万円 <b>22万円</b>	17万円 <b>17万円(変更なし)</b>

### 納税通知書の様式変更

納付書様式の共通化に伴い、国民健康保険税の納税通知書の様式が変更になりました。

	変更前	変更後
普通徴収(納付書払い、口座振替)の方	 A3横の様式	 縦11.5センチメートル、横21.6センチメートルの横長の様式 ※納付(納入)済通知書に金額の記載がなく「*」マークがついている納付書は、使用しません。
特別徴収(年金からの差し引き)の方	A3横の様式(普通徴収と同様の様式)	A4縦の様式

### 納税は口座振替をご利用ください

納付しに行く手間がなく、納め忘れの防止になる口座振替をご利用ください。申し込み方法は次の通りです。

方法	対象金融機関	持ち物
①座間市役所保険年金課窓口	横浜銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、きらぼし銀行、平塚信用金庫、さがみ農業協同組合、ゆうちょ銀行	普通・当座預金(貯金)のキャッシュカード、申込者の顔写真付きの公的身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)
②金融機関窓口	保険年金課窓口申込に対応している銀行 + 埼玉りそな銀行、静岡銀行、スルガ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友信託銀行、神奈川銀行、静岡中央銀行、横浜信用金庫、城南信用金庫、中央労働金庫	預(貯)金通帳、通帳印、保険証

**担当** 保険年金課 ☎046(252)7003 (FAX)046(252)7043

## 6月1日は人権擁護委員の日

法務省では基本的人権の順守・意識の高揚を目的として、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国一斉に「特設人権相談所」を開設します。いじめや差別などの人権侵害をはじめ、家庭や隣近所のもめごとなども、人権擁護委員にお気軽にご相談ください。相談内容の秘密は堅く守られます。人権擁護委員は**下表**の皆さんです。

### 人権擁護委員(敬称略)

氏名
山本 慶子
堀田 直美
瀬戸 晃
大矢 隆男
橋本 武
石丸 よう子



**日時** 6月1日(木)13:30~16:00

**場所** 市役所5階5-8会議室

**参加** 当日直接会場へ(電話予約可。予約優先)

**担当** 人権・男女共同参画課 ☎046(252)8087 (FAX)046(252)0220